

議案第82～86号

交野市一般職の職員の給与に関する条例及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例について 他4件

議案書1P～22P

1. 提案する条例

- 議案第82号 交野市一般職の職員の給与に関する条例及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例について
- 議案第83号 交野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第84号 交野市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第85号 交野市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第86号 交野市水道事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

2. 条例改正の目的

令和5年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告及び一般職の職員の給与に関する法律等の改正を踏まえ、国に準じて給料表及び期末勤勉手当の支給月数の改正を行う。なお、任期付教育職員については、大阪府人事委員会勧告を踏まえ、大阪府に準じて改正を行う。

3. 条例改正の主な内容

(1) 給料表の改正（令和5年4月遡及適用）

- ・一般職…初任給を、大学卒9,500円程度、高校卒12,000円程度引き上げ、これを踏まえて、若年層に重点を置き、給料表の引上げ改定を行う。
- ・会計年度任用職員…一般職の給料表等の改正内容に準じて、給料表の引上げ改定を行う。
- ・任期付教育職員…大阪府の給料表に準じて引上げ改定を行う。
- ・特定任期付職員…国家公務員に準じて引上げ改定を行う。

【参考】給料表の改正による年間影響額（概算）

一般職・特定任期付・再任用・会計年度任用

77,139千円

(2) 期末勤勉手当の改正

		令和5年12月支給月数		令和6年6月及び12月支給月数		期末勤勉手当年間支給月数	
		現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案
一般職・任期付	期末手当	1. 2月	1. 25月	1. 2月	1. 225月	4. 4月	4. 5月
	勤勉手当	1. 0月	1. 05月	1. 0月	1. 025月		
再任用	期末手当	0. 675月	0. 7月	0. 675月	0. 6875月	2. 3月	2. 35月
	勤勉手当	0. 475月	0. 5月	0. 475月	0. 4875月		
会計年度任用	期末手当	1. 2月	1. 25月	1. 2月	1. 225月	2. 4月	2. 45月
特定任期付	期末手当	2. 15月	2. 25月	2. 15月	2. 2月	4. 3月	4. 4月
特別職	期末手当	2. 125月	2. 225月	2. 125月	2. 175月	4. 25月	4. 35月

【参考】 期末勤勉手当の改正による年間影響額（概算）

一般職・特定任期付・再任用・会計年度任用	特別職
27,931千円	317千円

4. 施行期日

公布の日

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和5年12月定例会

議案の 件名	<p>議案第82～86号</p> <p>交野市一般職の職員の給与に関する条例及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例について</p> <p>交野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>交野市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>交野市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>交野市水道事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例について</p>	政策等 の区分	計画 ・ 事業 ・ 条例 その他 ()		
〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉			
本件各条例は、一般職、会計年度任用職員、特別職等の給与等に関する事項を定めることを目的とする。		人事院勧告を踏まえた改正については、府下他市町村についても概ね実施予定である。			
		〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）			
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債
〈政策等を必要とする背景〉		〈将来にわたる効果及びコストの状況〉			
令和5年の国家公務員の給与に関する人事院勧告等を踏まえ、給料表及び期末・勤勉手当の支給月数の改正を国等に準じて行うため。		給料表の改正及び期末勤勉手当の改正による年間影響額（概算）105,387千円 【内訳】給料表の改正：一般職・任期付・再任用・会計年度 77,139千円 期末勤勉手当の改正：一般職・任期付・再任用・会計年度 27,931千円、 特別職 317千円			
〈提案に至るまでの経緯〉		〈総合計画等の整合〉			
令和5年8月、人事院から国家公務員の給与に関する勧告等が行われ、これを受け、国においては令和5年10月に一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案等が国会に提出された。		まちづくりの目標	目 標	—	
		政策分野または経営方針	分野・方針	効率的・効果的な行政運営	
		施策	施 策	その他	
		○その他の計画（該当する場合のみ）			
〈市民参加の状況〉		計画名称			
		策定年度			
		計画期間			
有 ・ 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）		〈政策等の実施時期〉		公布の日	
		担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）	
		総務部	人事課	有 ・ 無（新旧対照表等）	

第1条 交野市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第8号）新旧対照表

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の区分に応じて次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。</p> <p>4 特定任期付職員に対する第2項の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の220</u>」とする。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の区分に応じて次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4 特定任期付職員に対する第2項の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の215</u>」とする。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の100</u>を乗じて</p>

新	旧
<p>た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年 前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.7</u> <u>5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年 前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u> <u>__</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3・4 (略)</p>

交野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第22号）新旧対照表

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額（それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額をいう。）に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(略)</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額（それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額をいう。）に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(略)</p> <p>3～6 (略)</p>

交野市特別職の職員の給与に関する条例（昭和36年条例第2号）新旧対照表

新	旧
<p>(その他の給与)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の217.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、給与条例第20条第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(その他の給与)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の212.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、給与条例第20条第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>4 (略)</p>

交野市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和32年条例第7号）新旧対照表

新	旧
<p>(その他の給与)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の217.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、給与条例第20条第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>5 (略)</p>	<p>(その他の給与)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の212.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、給与条例第20条第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>5 (略)</p>

交野市水道事業管理者の給与等に関する条例（昭和50年条例第23号）新旧対照表

新	旧
<p>(その他の給与)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の217.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、給与条例第20条第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>5 (略)</p>	<p>(その他の給与)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の212.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、給与条例第20条第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>5 (略)</p>